

第10次滋賀県交通安全計画 概要

第9次滋賀県交通安全計画からの課題	
○	高齢者の交通死亡事故が多い→全死者の約51.1%
○	歩行中および自転車乗用中の事故が多い→全死者の約40%
○	交差点での出合頭事故が多い→死亡事故件数の約40%

第10次滋賀県交通安全計画 ～ 交通事故のない滋賀を目指して ～	
計画の趣旨	交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、滋賀県交通安全対策会議が国の第10次交通安全基本計画に基づき定める、県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
計画の性格	①交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画 ②市町が作成する交通安全計画の指針
計画の期間	平成28年度から平成32年度までの5年間
理念	①県民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力のある社会を構築していく。 ②人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない滋賀を目指します。

道路交通の安全

中期目標・平成32年までに、年間死者数45人以下
年間死傷者数6,000人以下

【対策を進める視点】

○交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- I 高齢者および子どもの安全確保
- II 歩行者および自転車の安全確保
- III 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

○交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項★★

- I 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進★★
- II 地域ぐるみの交通安全対策の推進★★

【施策の8つの柱】

- 1 道路交通環境の整備
 - ・生活に密着した身近な道路における人優先の安全
 - ・安心な歩行空間の整備
 - ・高齢者等の安全を守る歩行空間等の整備
 - ・自転車利用環境の総合的整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・自転車安全利用の促進
 - ・飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- 3 安全運転の確保
 - ・高齢運転者対策の充実（認知症対策）
 - ・高齢運転者支援の推進
- 4 車両の安全性の確保
 - ・検査および点検整備の充実
 - ・自転車の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
 - ・交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進
- 8 研究開発および調査研究の充実



滋賀の特色ある取組み

○滋賀交通ビジョン

- ①公共交通の維持確保☆
- ②エコ交通への転換★★
- ③公共交通の利便性の向上☆
- ④自転車利用の促進★★

○滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

- ①自転車損害賠償責任保険等の加入義務★★
- ②自転車乗用ヘルメット着用☆
- ③自転車安全利用指導員★★
- ④安全なピワイチの推進★★

○高齢者事故防止対策

- ①新高齢者講習制度等の導入★★
- ②運転免許証自主返納高齢者支援制度☆

【主な施策】

○高齢者および子どもの安全確保対策

- ①高齢運転者対策の充実☆
 - ・高齢者講習を効果的に実施★★
 - ・認知機能検査に基づいた講習を行う
 - ・臨時適性検査等を確実に実施
- ②高齢運転者支援の推進☆
 - ・自らの意思で免許を返納しやすい環境の整備
 - ・自主返納した者の支援対策の充実
- ③通学路等の歩道整備等

○歩行者および自転車の安全確保対策

- ①段階的・体系的な交通安全教育の推進☆
 - ・幼児～成人・高齢者まで生涯学習の推進
 - ・自転車安全指導員による交通安全教育★★
- ②自転車安全運転五則の普及啓発☆
 - ・歩行者等に配慮した通行等自転車の正しい乗り方や自転車の歩道通行時のルール等の周知徹底
- ③自転車損害賠償責任保険の加入促進★★
 - ・自転車事故被害者救済に資するため各種保険の加入義務化への対応

○生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保対策

- ①「ゾーン30」対策の推進★★
 - ・歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため「ゾーン30」を整備する。
- ②道路改築等による事故防止対策
- ③交通安全施設の整備

鉄道交通の安全

【鉄道交通の安全についての目標】

- 乗客の死者数ゼロを目指します。
- 運転事故全体の死者数の減少を目指します。

【鉄道交通に関する安全施策】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進

踏切道における交通の安全

【踏切道の交通安全についての目標】

- 踏切事故の発生を極力防止することを目指します。

【踏切道における交通に関する安全施策】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安施設の整備および交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

(注) 対策を進める視点・主な施策・滋賀の特色ある取組みにおいて赤字(★★)は第10次計画よりの新規施策、青字(☆)は第9次計画より強化された施策です。